［２　略］

第三章　基準財政収入額の算定方法

第一節　都道府県分

（道府県民税の基準税額の算定方法）

第十八条　道府県民税の基準税額（基準税率をもつて算定した収入見込額をいう。以下同じ。）は、均等割に係る基準税額、所得割に係る基準税額、法人税割に係る基準税額、利子割に係る基準税額、配当割に係る基準税額及び株式等譲渡所得割に係る基準税額の合算額とする。

２　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

七四三円に令和七年度の市町村税課税状況調の第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額

［二　略］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛(87,200円×α)×A＋B－C－D－E｝×0.989－F＋G］×0.75

87,200円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(87,200円×α)×A及び｛(87,200円×α)×A＋B－C－D－E｝×0.989に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(c＋d＋e＋f)×0.992

算式の符号

c　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

d　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

［２　同上］

第三章　基準財政収入額の算定方法

第一節　都道府県分

（道府県民税の基準税額の算定方法）

第十八条　道府県民税の基準税額（基準税率をもつて算定した収入見込額をいう。以下同じ。）は、均等割に係る基準税額、所得割に係る基準税額、法人税割に係る基準税額、利子割に係る基準税額、配当割に係る基準税額及び株式等譲渡所得割に係る基準税額の合算額とする。

２　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

七四三円に令和六年度の市町村税課税状況調の第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額

［二　同上］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛(90,800円×α)×A＋B－C－D－E｝×0.989－F－G＋H］×0.75

90,800円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(90,800円×α)×A及び｛(90,800円×α)×A＋B－C－D－E｝×0.989に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(c＋d＋e＋f)×0.903

算式の符号

c　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

d　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額